

介護老人保健施設あけぼの運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人高幡会が設置する介護老人保健施設あけぼの（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要支援・要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。また、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を通じて、利用者の心身機能の維持向上を図り、在宅介護を担う家族の負担軽減に資することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。また、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供にあたっては、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 当施設は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は養介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行う者とする。
 - 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得

て実施するよう努める。

- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 9 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 10 前 8 項のほか、高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 4 条 当施設の名称所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人高幡会 介護老人保健施設あけぼの
- (2) 開設年月日 平成 7 年 5 月 8 日
- (3) 所在地 高知県高岡郡四万十町古市町 6 番 12 号
- (4) 電話番号 0880-22-1108 FAX 番号 0880-22-1250
- (5) 管理者名 小倉 英郎
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 3952580029

(従業者の職種、員数)

第 5 条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1 人 (兼務)
- (2) 医師 0. 4 人以上 (常勤換算・兼務)
- (3) 薬剤師 0. 2 人以上 (常勤換算)
- (4) 看護職員 5 人以上
- (5) 介護職員 8 人以上
- (6) 支援相談員 1 人以上 (兼務)
- (7) 理学療法士または作業療法士もしくは言語聴覚士 1 人以上
- (8) 栄養士または管理栄養士 1 人以上
- (9) 介護支援専門員 1 人以上 (兼務)
- (10) 歯科衛生士 0. 1 人以上
- (11) 調理員、事務職員 実情に応じた適当数を配置する。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護の提供に当たる。
- (5) 介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、関係市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導などを行う。
- (7) 理学療法士または作業療法士は、医師等その他の職種と共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- (8) 栄養士または管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 調理員は、必要な調理を行う。
- (11) 事務職員は、庶務、会計、介護報酬請求等必要な事務を行う。

(入所定員及び利用定員)

第7条 当施設の入所定員は、39人とする。また、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は本体施設の定員39人以内とする。

(サービス内容)

第8条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設・短期入所及び介護予防短期入所サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排せつ
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 食事の提供
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理

- (8) 相談及び援助
- (9) レクリエーション行事
- (10) 栄養管理
- (11) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第9条 介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。また、介護予防短期入所療養介護の法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示等127号)によるものとする。

2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用

施設サービス 1,445 円/日

短期入所及び介護予防短期入所 朝食 300 円 昼食 625 円 夕食 520 円

- (2) 居住に要する費用については、次の金額を徴収する。

従来型個室 1,728 円/日

多床室 437 円/日

- (3) 特別な療養室の提供に要する費用

個室 2,037 円/日

二人部屋 1,018 円/日

- (4) その他、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについて、重要事項説明書に掲載料金により徴収する。

3 前項1号及び2号について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（要介護認定に係る援助）

第 10 条 当施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

- 2 当施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（衛生管理等）

第 11 条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 当施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1） 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2） 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3） 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する。
 - （4） 前 4 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - (2) 面会は、21 時迄とする（17 時 30 分から 21 時迄は職員通用口を利用すること。面会の際は、必ず面会者カードに名前を記載すること。）
 - (3) 消灯時間は、21 時とする。
 - (4) 外泊・外出は、必ず、外泊・外出許可願を出し、医師の許可をもらうこととする。
 - (5) 施設内禁煙
 - (6) 所持品、備品等の持ち込みは、必ず名前を記入して頂くこととする。
 - (7) 金銭、貴重品は、事務所で管理することとする。
 - (8) 外泊時等の施設外で、具合が悪くなったときは、必ず当施設までご連絡することとする。連絡無く、他の医療機関に受診することはしない。
 - (9) 宗教活動、ペットの持ち込みは禁止とする。
 - (10) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
 - (11) 他利用者への迷惑行為は禁止とする。
- 2 当施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。
 - 3 当施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護保健施設サービスを提供するものとする。
 - 4 当施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
 - 5 当施設は、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第 5 条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
 - 6 当施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 当施設は、介護保健施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変
その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う
等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

2 当施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、
市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、
必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 当施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生
した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する
計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、施設管理者を充てる。

(2) 火元責任者には、施設職員を充てる。

(3) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

(4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が
立ち会う。

(5) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(6) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊
を編成し、任務の遂行に当たる。

2 当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成
し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、防火教育及び基本訓練（消
化・通報・避難等）年 2 回、風水害、地震等の災害に対する訓練を 2 か月から 4 か月に 1
回、その他必要な訓練を行うものとする。

3 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携
に努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 当施設は、介護保健施設サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、提供した介護保健施設サービスの提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した介護保健施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 当施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当施設が得た利用者又は家族の個人情報については、施設での介護保健施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第 18 条 当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第 19 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(成年後見制度の活用支援)

第 20 条 当施設は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(地域との連携)

第 21 条 当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 当施設は、その運営にあたっては、提供した介護保健施設サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的実施するものとする。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 23 条 当施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 当施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力病院等)

第 24 条 当施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

- 2 当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(職員の服務規律)

第 25 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 26 条 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第 27 条 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 利用者に対する介護及び介護予防の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 介護計画

(2) 介護サービスの提供記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等についての記録

(5) 事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(県内産農林水産物等の使用)

第 28 条 利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物及び県内水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めることとする。

(暴力団の排除)

第 29 条 管理者その他当該事業所の業務を統括する者(事項において「管理者等」という。)は、暴力団員等であってはならない。

2 管理者等は、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 当事業所の運営に当たっては、暴力団もしくは暴力団員等を利用し、または暴力団もしくは暴力団員等を関与させてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 30 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人高幡会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 7 年 5 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 7 年 9 月 22 日から改定する。